子育て支援情報

給・医療費の助成をし

児童扶養手当

めに支給される手当です。 成長と家庭の生計安定、自立促進のた と生計を別にしている児童の健やかな 父母の離婚などにより、父または母

▼支給対象者

未満) ①父母が離婚した児童 父または母に代わって養育している人。 の間の児童、障がいがある児童は20歳 に達する日以後の最初の3月31日まで 次のいずれかに該当する児童(18歳 を養育している父または母や、

④父または母の生死が明らかでない児 ③父または母に一定の障がいがある児 ②父または母が死亡した児童

⑤父または母から引き続き1年以上遺 棄されている児童

⑥父または母が裁判所からのDV保護 命令を受けた児童

⑨棄児などで出生の事情が明らかでな ⑧母が婚姻によらないで出産した児童 ⑦父または母が法令により引き続き1 年以上拘禁されている児童

い児童

※該当しても、障害年金や遺族年金な ります。また、本人または同居の扶 どは、手当を受給できないことがあ どの公的年金を受ける場合や、児童 福祉施設などに入所している場合な 合は、手当の一部または全額の支給 養義務者に一定以上の所得がある場

児童扶養手当支給月額	
対象 児童数	手当額
1人	42,500円 ~ 10,030円
2人	52,540円 ~ 15,050円
3人以上	児童1人増すごとに 6,020円〜3,010円 を加算した額

※平成30年4月1日現在の支給額

特別児童扶養手当

祉の増進を図る目的で支給される手当 る児童を養育している人に、児童の福 身体または精神に一定の障がいがあ

▼支給対象者

または父母に代わってその児童を養育 る20歳未満の児童を養育している父母 している人 身体または精神に一定の障がいのあ

※所得制限などにより、

対象にならな

その児童を養育する人

児童で、父母に養育されない児童と

い場合があります

※該当していても、児童が障がいを理 どは、手当を受給できません。また、 給が停止されます 福祉施設などに入所している場合な 由に公的年金を受ける場合や、児童 以上の所得がある場合は、手当の支 本人または同居の扶養義務者に一定

支給月額 (児童1人につき)

1級 ※平成30年4月1日現在の支給額 3万4430円 5万1700円

ひとり親家庭等の医療費助成

次のとおり、現況

当は除きます) [本庁]

9⊟(h) · 14⊟(<u>W</u> [支所]

更新申請の受

療費の一部が助成されます。 がいのある児童は20歳未満)などの医 の最初の3月31日までの間の児童、障 の父や母、児童(18歳に達する日以後 立を支援するため、ひとり親家庭など ひとり親家庭などの生活の安定と自

▼助成対象者

③父母が死亡または①、 ①母子家庭、父子家庭の母または父お ②父または母に一定の障がいがある家 庭の児童およびその父または母 よびその家庭の児童 ②に該当する

現況届・所得状況届・更新 申請書の提出はお早めに

8月は「児童扶養手当現況届」 を提出する月です。提出を の手当が受けられなくなりま 成を受けている人は、 請書」を提出してください。

付時間を**午後7時** まで延長します。 ____ (特別児童扶養手 8月2日(h)·7日(以· 9日休、23日休

福祉課子育て支援室 まっ 千野主事

2552, 2553 医療費助成] →子育て支援室 (内線 [児童扶養手当・ひとり親家庭等の (内線2522) . 特別児童扶養手当] 福祉課(☎53 - 21111) →福祉政策室

問い合わせ